

令和8年5月吉日

お客さま各位

北星信用金庫

「各種預金規定」改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、住所変更等サービスサイト「ペンリィ」の利用開始に伴い、住所および電話番号の変更が書面以外でも可能となるため、下記の通り各種預金規定を改定させていただきます。

記

1. 改定する預金規定

- ・通知預金規定
- ・普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定
- ・定期性預金共通規定
- ・定期性総合口座取引規定<無利息型普通預金を含む>

2. 改定日

- ・令和8年5月18日（月）

3. 改定内容

- ・下線部分が改定箇所となります。（抜粋）
（旧）直ちに書面によって当店に届出てください。
（新）直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

・通知預金規定

7.（届出事項の変更、通帳、証書の再発行等）

- （1）通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

・普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定

3. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)

- (1) 通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

・定期性預金共通規定

4. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等)

- (1) この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

・定期性総合口座取引規定<無利息型普通預金を含む>

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

以 上